

公立保育所の民間移管 に関する実施基準

平成24年9月策定

千葉県こども未来局こども未来部

幼保支援課・幼保運営課

目次

1	はじめに	2
2	基本的な考え方	2
3	民間移管の概要	2
	（1）移管後の施設形態	2
	（2）民間移管の方式	2
	（3）整備・運営法人	2
	（4）土地・建物等の取扱い	2
	（5）移管の諸条件	3
4	民間移管の進め方	3
	（1）保育所ごとの整備計画の公表	3
	（2）保護者説明会の実施	3
	（3）整備・運営法人の募集	4
	（4）整備・運営法人の選定	4
	（5）三者協議会の設置	4
	（6）円滑な移行	4
	（7）転所希望者への対応	4
	（8）移管後のアフターフォロー	5
5	実施スケジュール	6

1 はじめに

本実施基準は、公立保育所の民間移管を行う場合の基本原則をまとめ、民間移管に対する保護者の不安の解消を図るとともに、保育の質を確保することを目的として、平成24年9月に策定したものです。(平成28年5月、令和2年10月改正、令和3年3月改正)

民間移管の対象となる保育所については、施設ごとに個別の事情もあることから、本実施基準を基本としつつ、保護者をはじめとした関係者の意見や要望を伺いながら民間移管を実施していきます。

2 基本的な考え方

民間移管の実施にあたっては、児童が安定した園生活を継続できるよう、保護者との信頼関係を基本に、次の4点に留意しつつ進めます。

- (1) 市は保護者や地域住民等に対して十分な情報提供を行うこと。
- (2) 円滑な移行に向けて、引継ぎや共同保育を実施するなど、十分な準備期間を設けること。
- (3) 保護者、移管先の事業者（以下「整備・運営法人」という）及び市による三者協議会を開催するなど、関係者で十分な話し合いを行うこと。
- (4) 民間移管後も、一定期間の共同保育及び前所長等の定期訪問、施設に対する指導監査など、アフターフォローを十分に行うこと。

3 民間移管の概要

(1) 移管後の施設形態

民間移管後の施設の形態は、児童福祉法に定める保育所とします。

(2) 民間移管の方式

民間移管の方式は、施設の整備・運営主体を、幼児教育・保育に深く精通している社会福祉法人又は学校法人に移管する「民設民営」方式とします。

(3) 整備・運営法人

整備・運営法人は、公立保育所からの円滑な移行を進めるうえで、幼児教育・保育に深く精通している必要があることから、申請時点において認可保育所、幼稚園又は認定こども園の運営実績のある社会福祉法人又は学校法人とします。

(4) 土地・建物等の取扱い

老朽化した園舎を整備・運営法人が新しい園舎に建て替えます。

ア 土地

市有地を活用する場合には、整備・運営法人に有償で貸し付けます。

イ 建物

整備・運営法人が新しく園舎を建設します。(ただし、複合施設等の場合はこの限りではない。)

(5) 移管の諸条件

民間移管に際して、一定の条件を付すことにより、保育の充実を図ります。

ア 職員

(ア) 施設長

認可保育所の施設長経験がある、又は認可保育所における勤務経験が概ね10年以上（保育士資格を有する場合は、経験年数の一部に幼稚園又は認定こども園での勤務経験を含むことができる。）であること。

(イ) 主任保育士

保育士資格を有し、十分な認可保育所勤務経験があること。

(ウ) 保育士

保育士資格を有すること。また、十分な認可保育所勤務経験がある者の確保に努めること。

(エ) 勤務の継続

施設長及び主任保育士については、保育の継続性の観点から、3年以上継続するよう努めること。なお、勤務を継続できない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること。

イ 保育サービス

多様化する保育ニーズに対応できるよう、育児相談、障害児保育、延長保育、産休明け保育、地域活動を実施すること。また、必要に応じ、一時預かり、地域子育て支援センター、休日保育を実施すること。

ウ 保育の質の確保

移管後3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

エ 事業・行事等の継続

原則として、従前より実施していた事業や行事等は継続して行うこと。

オ 苦情処理制度

保護者からの苦情を解決する仕組みとして、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置すること。

4 民間移管の進め方

(1) 保育所ごとの実施計画の策定

民間移管の対象となる保育所については、原則として移管の3年前に実施計画を策定します。

(2) 保護者説明会の実施

民間移管を行う予定の保育所の保護者に対して説明会を実施します。保護者の方々の意見や要望が整備・運営法人の選定など移管の実施方法に反映できるよう、移管準備の進行に合わせて、適宜開催します。

【説明会の議題（案）】

- ・民間移管の目的
- ・民間移管の概要
- ・園舎の建替え方法
- ・民間移管の今後のスケジュール
- ・整備・運営法人の選定方法
- ・整備・運営法人の紹介
- ・その他

(3) 整備・運営法人の募集

優良な事業者を確保するため、整備・運営法人を公募します。

(4) 整備・運営法人の選定

民間移管を担うにふさわしい整備・運営法人を選定するため、保育運営の継続など民間移管独自の視点での審査を行います。

また、学識経験者等により構成する審議会において、経営理念や保育内容、資金計画等を総合的に審査し、これらの結果により決定します。

なお、法人が運営している施設の視察や法人面接などを実施し、慎重に審査を行います。

(5) 三者協議会の設置

保護者と整備・運営法人と市の三者で構成する協議会を定期的開催し、移管後の保育内容などについて、話し合いを行います。

【移管前の議題（案）】

- ・整備・運営法人の紹介と今後の進め方
- ・新園舎（園庭含む。）の計画
- ・移管後の保育内容（年間行事や通常保育以外のサービス等）
- ・移管後の給食関係（3歳以上の主食提供、アレルギー対応等）
- ・移管後の運営体制と共同保育
- ・その他

(6) 円滑な移行

「個々の児童の状況やクラス運営の状況等を把握する」、「行事のねらいや内容を理解し、積極的に関わる」、「一日の保育の流れを把握する」ことを目的とし、十分な準備期間を設けて、引継ぎ・共同保育を行います。

ア 引継ぎ

円滑な移行に向けて、施設長と主任保育士が移管の1年前から引継ぎを行い、保育所や近隣の状況、年間行事などを把握します。

イ 共同保育

移管の1年前から、整備・運営法人の職員と市職員が共同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎを行います。

(7) 転所希望者への対応

移管の前に、民間移管を理由として他の公立保育所への転所を希望する方に対して

は、転所の決定にあたって配慮します。

(8) 移管後のアフターフォロー

民間移管後も、市は施設に対する指導監査などを通じて、運営の適正化に努めます。

ア 民間移管後のフォロー・前所長等によるアドバイス

新設保育園の開園後1年間、旧公立保育所長又は主任保育士が月1回程度、新設保育園を訪問し、園の状況を確認のうえ必要に応じてアドバイスします。

また、新設保育園の開園後2か月間、旧公立保育所で働いていた市保育士が週1回程度、新設保育園を訪問し、園の状況を確認のうえ必要に応じてアドバイスします。

イ 三者協議会の開催

移管後も、運営状況を確認するため、一定期間、三者協議会を継続します。

【移管後の議題（案）】

- ・移管後の運営状況について

ウ 第三者評価の受審

整備・運営法人には、福祉サービスの第三者評価の受審を移管条件に付し、保育サービスのチェックと改善を促します。

エ 施設監査の実施

施設に対する指導監査を定期的実施し、施設の適切な運営の確保を図ります。

5 実施スケジュール

民間移管に向けた標準的なスケジュールです。個別の保育所の状況に応じてスケジュールは異なります。

年月		スケジュール			保育場所	
		主なスケジュール	保護者説明会	三者協議会		
3年前	12月前	実施計画の策定	必要に応じて開催		現所舎	
	11月前					
	10月前					
	9月前					
	8月前					
	7月前					
	6月前					
	5月前					
	4月前					
	3月前					
	2月前	整備・運営法人の募集				
	1月前					
2年前	12月前		三者協議会設置後も、必要に応じて開催	原則として、2～3か月に1回開催		
	11月前	応募の締め切り				
	10月前	整備・運営法人の選考				
	9月前	整備・運営法人の決定				
	8月前					
	7月前					
	6月前					
	5月前					
	4月前					
	3月前					
	2月前					
	1月前					
1年前	12月前	引継ぎ・共同保育	三者協議会設置後も、必要に応じて開催	原則として、2～3か月に1回開催		
	11月前					
	10月前	新園舎着工				
	9月前					
	8月前					
	7月前					
	6月前					
	5月前					
	4月前					
	3月前					
	2月前					
	1月前	新園舎へ引っ越し				
移管年	1月後	民間移管 アフターフォロー	三者協議会設置後も、必要に応じて開催	移管後も、一定期間、随時開催	新園舎	
	2月後					
	3月後					
	11月後					
	12月後					